

令和 5 年度 第 12 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 6 年 2 月 9 日（金） 午後 3 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (13 人)	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広
	5 番 丸山 環	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	8 番 中本 敏彦
	9 番 足立 紀美世	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (12 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦
欠席推進委員 (0 人)				
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 毎田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和５年度 第１２回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員	初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	成立宣言を事務局にお願いします。
	ただ今の出席委員は１３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和５年度 第１２回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、１番 安谷委員、２番 石賀委員にお願いします。
	それでは議事に入ります。議案第５３号 農地法第３条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	１ページをご覧ください。議案第５３号 農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
	申請番号２６番 農地の所在 大字赤碕■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積８６㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。
	本案件は、譲受人世帯が所有する農地の西側に隣接している申請地を、譲渡人が県外在住のために農地の管理が困難なことから、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は譲受人世帯所有の農地と同様に野菜や果樹などを耕作される予定です。
	売買価格は１筆全体で■■■■■■■■■■円、１０ａあたりでは約■■■■■■■■■■円になります。
	申請番号２７番 農地の所在 大字丸尾■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積６７４㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。
	本案件は、現在は耕作がされていない譲受人の自宅付近に位置する申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は自家用野菜を耕作される予定です。
	売買価格は１筆全体で■■■■■■■■■■円、１０ａあたりでは約■■■■■■■■■■円になります。
	申請番号２８番 農地の所在 大字三保■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，０４４㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、親子の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。
	本案件は、同世帯で暮らす親子の間で生前贈与を行うことになり申請

議長	をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻を耕作される予定です。 申請番号 29 番 農地の所在 大字太一垣 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積 405 m²。申請地は他に 1 筆あり、2 筆の合計面積は 435 m²となっています。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、親子の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本案件は、両者の間で農地法第 3 条の使用貸借権を設定していた申請地を、このたび生前贈与を行うことになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に野菜を耕作される予定です。 以上の 4 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
事務局	続きまして議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 2 ページから 5 ページをご覧ください。議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。 申請番号 22 番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積 1,399 m²。申請地は他に、周辺農地への通作路として利用されている雑種地が 1 筆あり、2 筆の合計面積は 1,451 m²となります。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。施設の概要は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」となっています。 農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。 転用事由の詳細について説明します。譲受人となる太陽光発電事業者は、琴浦町内で事業に必要な土地の提供者を募集しておられたそうで、電話連絡及び現地訪問等を行った結果、譲渡人が所有する申請地を譲ってもらえることになり申請をされたものです。

工事計画等について説明します。申請地は概ね平坦であることから、土地造成や整地を行わずに現状のまま利用する予定となっていて、除草作業を行った後で太陽光パネル168枚、パワーコンディショナー10台、その他の発電に必要な施設整備を行い既設の電柱に送電する計画です。

工期は許可日から1年以内の予定で、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費が2筆で[]円、太陽光発電設備設置工事費[]円の合計[]円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1㎡あたりの土地買収費はおよそ[]円です。

被害防除計画について説明します。事業用地への侵入防止対策として、外周に高さ1.2mのフェンスを設置する計画となっています。雨水については、現在と同様に地下浸透で処理される予定ですし、汚水が発生することはありません。また、雑草対策として年2回の除草作業を計画されています。

4ページの説明図と、5ページの説明図の現地写真①をご覧ください。雑種地[]については、施設設置のための工事用道路や施設管理用道路として利用される予定ですが、建築物や工作物を建てる計画はないことから、工事完了後もこれまで通りに周辺農地への通作路としての利用が可能だということです。

事業用地の選定について説明します。事業用地の候補地として、申請地を含む3箇所の土地を検討されたそうですが、太陽光発電事業に必要な面積や日当たり、電力ルートの確保などの条件をすべて満たす適地が本件申請地しかなかったということでした。

電気の生産から販売について説明します。譲受人が太陽光発電施設で生産した電力については、電力売買契約を締結した[]が全量を買取り、発電事業者の立場となって販売先を決定することになっていますが、今回の申請での販売先は[]で、最終的には一般企業への電力供給を計画されていると聞き取っています。

この[]は、[]との発電設備に関する系統連系契約を令和5年12月26日に締結されていますので、[]の設備を利用しての送配電が可能だということです。令和2年8月12日付で電気事業法に基づく小売電気事業者登録が完了していますので、転用許可申請書には経済産業大臣からの公文書の写しが添付されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が施行されておらず、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地

議長 伊藤委員	であることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。 許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。 現地確認の報告をお願いします。 2月6日に地区担当の遠藤委員、毎田補佐、私の3人で現地確認を行いました。
	3ページと4ページの説明図にもありますように申請地は、徳万の国道9号線沿いにある [] と、 [] の北側に位置する土地改良事業が行われていない農地で、東側は農道、西側は水路、南側と北側の一部は農地に接しています。 転用事業者との面談を断られた1名を除いて、3名の隣接農地所有者の方からは同意書をもってもらえるということですし、事業用地として複数の土地を検討した結果、条件を満たす土地が申請地以外にはなかったということです。転用を許可しても問題はないと感じていますが、申請地北側の隣接農地との境界杭が見当たらない場所がありましたので、転用事業に着手する前に、双方立会いのもとで境界の確定を行っていただきたいと思います。 また、転用事業完了後の申請地及び通作路部分の適切な維持管理や、同意書に書かれていた付帯条件への対応をお願いしたいと思います。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (村上委員より挙手あり)
村上委員	先程の伊藤委員からの現地確認の報告の中で、隣接農地所有者1名の方から同意書が提出されていないとありましたが、特に問題はないのでしょうか。
事務局	被害防除計画が適正なものであると判断され、許可条件の全てを満たしているということであれば、隣接耕作者からの同意書がなくても許可が下りるという見解になっています。
村上委員 議長	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。 続きまして議案第55号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する久米委員、池山委員、三嶋委員、松本委員、徳丸委

事務局	員は退席をお願いします。 (久米委員、池山委員、三嶋委員、松本委員、徳丸委員の退席を確認) 議案第５５号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。 ６ページをご覧ください。議案第５５号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。 申請番号３３番 農地の所在 大字杉地■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積３，７１７㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。１０ａ当りの借賃は■■■■■円、始期は令和６年２月１３日、終期は令和９年２月１２日、期間は３年間で新規、内容は飼料となっています。 申請番号３４番から、２３ページの申請番号６１番までの２８件についてはご覧のとおりです。 ２４ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。 申請番号６２番 農地の所在 大字八橋■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積１，３７７㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。１０ａ当りの借賃は無償、始期は令和６年２月１３日、終期は令和１１年２月１２日、期間は５年間で新規、内容は野菜となっています。 申請番号６３番から、３４ページの申請番号８１番までの１９件についてはご覧のとおりです。 ３５ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。 申請番号８番 農地の所在 大字逢束■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積８３１㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は野菜、売買価格は１筆全体で■■■■■円、１０ａ当りでは約■■■■■円、移転時期及び引渡時期はともに令和６年２月２９日となっています。
議長	以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

議長 事務局	(久米委員、池山委員、三嶋委員、松本委員、徳丸委員の復帰を確認) 続きまして議案第５６号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、自分は関係委員に該当するため退席しますので、議長を中本職務代理者に交代します。 (福田会長の退席を確認) (中本職務代理者に議長を交代) 議案第５６号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。
	３６ページをご覧ください。議案第５６号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。 申請番号１０７番 農地の所在 大字古長■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，６５２㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。１０ａ当りの借賃は■■■■■円、始期は令和６年４月１日、終期は令和１１年３月３１日、期間は５年間で再設定、内容は水稻となっています。 申請番号１０８番から、４２ページの申請番号１１７番までの１０件についてはご覧のとおりです。 ４４ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。 申請番号１１８番 農地の所在 大字八幡■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積３，３４０㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。１０ａ当りの借賃は無償、始期は令和６年４月１日、終期は令和１０年１月１０日、期間は３年９ヶ月で新規、内容は水稻となっています。 申請番号１１９番についてはご覧のとおりです。 以上につきましては、農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものになります。以上です。
議長 議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。 (福田会長の復帰を確認) (福田会長に議長を交代) その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、１月

前田委員 伊藤委員 議長	1 6 日に行われた農家相談の報告を前田委員にお願いします。 (農家相談 1 件報告) 2 月 6 日に行われた農家相談の報告を伊藤委員にお願いします。 (農家相談 2 件報告) 次に、農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について説明します。 (「農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について」について説明) こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。 無いようですので、以上を持ちまして令和 5 年度 第 1 2 回琴浦町農業委員会総会を終了します。
-----------------------------------	--

